アナスタッスの遺言書

-14 世紀のクレタ島におけるエスニシティ-

高田 良太

はじめに

遺言書は、ヨーロッパ中世史史料のなかでも興味深い史料類型のひとつである。統計概念が希薄で、現代的な意味での統計作業にたえる史料も多くはない中世史史料において、 定型文が多く量的な分析を可能とする数少ない史料類型が遺言書である。

実際に、2012年に出版された西欧中世史料の教科書である『主要中世史料の理解―ヨーロッパ中世を発見するための歴史史料の扱い方―』では、第4章が遺言書に割かれている。この章の著者のケリーとコサーが冒頭に挙げているのが、本論文のタイトルとして示した、アナスタッスの遺言書である¹。この章において、アナスタッスの遺言書はヨーロッパにおける典型例として扱われ、その形式と特徴が説明される。中世を理解するうえでの遺言や遺言書の研究の意義については第2章で述べるが、入門的な書物にとりあげられたことで、アナスタッスという女性の遺言書は西欧中世の遺言書のなかでもひときわ有名な史料として認知されることになった。

史料の典拠は、1998年にダンバートンオークス研究所から出版された、『中世後期のヴェネツィア領クレタの遺言書―1312年から1420年まで―』である²。この史料集において、編者のマッキーはイタリアはヴェネツィアの国立文書館に所蔵されているクレタ島関係文書群のうち、790通の遺言書史料を翻刻している。中世都市で作成された公正証書が史料集として出版されることは多いが、1つの地域の遺言書のみを扱っており、しかも790通と大量の史料を収録している史料集の例は多いとは言えない。ケリーとコサーが遺言書史料の代表例としてマッキーの史料集のなかからアナスタッスの遺言書を選んだ理由として、マッキーの史料集自体が遺言書研究のうえで重要な位置付けを与えられていることに他ならない³。

ただ、筆者はアナスタッスの遺言書について考える時に、ヴェネツィア領となったクレタ島で作成されたことを重視したい。中世の遺言書の典型例として扱うよりはむしろ、遺言書が作成されたクレタ島のおかれた状況、すなわち境域にある島嶼の社会を考えるうえで重要な史料であると考える。以下、ヴェネツィアの支配下に置かれることになったクレタ島の歴史の概略と、遺言書がどのような史料かという概要について簡単に触れた上で、アナスタッスの遺言書について見ていきたい。

第1章 史料の背景

ここでは、アナスタッスの遺言書について考える上で重要な、史料のもつ背景について 考えてみたい。特に、史地域のあゆんできた歴史について第1節で、史料類型にかかわる 概説的な説明について第2節で説明していくこととする。

第1節 ヴェネツィア領クレタの成立

そもそもクレタ島は古来より住民の多くがギリシア人であった。紀元前1世紀以降はローマ帝国の一部となり、395年のローマ帝国の東西分裂以降はビザンツ帝国の一部を形成することとなる。7世紀以降本格化する地中海のイスラーム化の波はクレタにも及び、824年頃にイベリア半島のコルドバ出身のイスラーム勢力によって征服されることとなる。数度にわたって試みられた奪還の試みののち、961年にビザンツ帝国の将軍であったニケフォロス・フォーカスによる軍事作戦が成功したことにより、クレタ島は再びビザンツ帝国領に復帰することになる4。

11-12世紀のあいだ、ビザンツ帝国領であったクレタ島がヴェネツィア領へと移行する契機となったのが、第4回十字軍である。同じキリスト教徒の街にしてビザンツ帝国の首都であったコンスタンティノープルをこの十字軍が攻め落としたことでビザンツ帝国は中断し、十字軍参加者はビザンツ帝国領を分割した5。当初、クレタ島を割り当てられたのはモンフェッラート侯のボニファッチョであったが、ボニファッチョはクレタ島の支配を断念し、クレタ島を支配する権利を銀貨1000マルクでヴェネツィアに売却する。ヴェネツィアはクレタを支配する準備を進めるが、第4回十字軍後の東地中海世界の混乱に乗じてクレタ島へはすでにジェノヴァ人の一団が入り込んでおり、ヴェネツイアはジェノヴァ人との紛争を制して、1211年頃からクレタの実効支配することとなった6。ヴェネツィアによるクレタの支配は、1669年にオスマン帝国によって島の首府カンディアが攻め落とされるまで、実に約450年にわたって続くこととなった。こうして、クレタ島は西欧カトリック世界とビザンツ世界との境域となったのである。

さらに島内部の状況について触れておこう。ヴェネツィアは自国の市民を入植者として派遣した。この入植者の数については研究者によってばらつきがあり、少なく見積もる研究者は千人程度 7 、多く見積もる研究者は三千人程度とする 8 。当時の推計人口が6万人を数えたヴェネツィアは市民のかなりの協力を得て、クレタの支配に乗り出すことになった。しかし、数千人という数字は、約17万人と推計される当時のクレタのギリシア人の人口に比すると圧倒的に少数であった。

ヴェネツィア人はいくつかの港湾都市に集住していたと思われる。その1つが、首府となっていたカンディアである。このカンディアでは他にもギリシア人やユダヤ人などが生活しており、多宗教的な様相を呈していた。都市空間そのものが宗教的な境域を為していたということになる。アナスタッスの遺言書が作成されたヴェネツィア領クレタの港湾都

市カンディアは、境域としての性格を持つ地域であった。

第2節 史料としての遺言書

中世ヨーロッパにおける遺言の法的な淵源はローマ法にあるといえる。とりわけ、11世紀以降の西欧キリスト教世界においてローマ法が研究の対象となり、社会生活の規範としての地位を不動のものとするなかで、主として都市民によって遺言する習慣が生まれた。しかし、遺言が法的効力を持つためには公的な認証を経る必要がある。アルプス以北、特にドイツ諸都市では市参事会がこうした認証の役割を担うこととなり。南欧とくにイタリア都市では公証人が同じ役割を果たした10。どちらの場合にしても、遺言書には特定の書式があり、依頼人の話した内容をその書式に当て嵌めることとなる。前者の場合には控えを都市参事会が保管することで、後者の場合は遺言書の記録を公証人が自らの登記簿に転記して、一定期間ののちに都市政府に登記簿を委ねることで、遺言の内容を半永久的に保証することとなった。遺言書が同じ書式で作成されていることに注目したのが、黒死病研究で有名なコーンである。彼は主に中北部イタリアと南フランスの都市の遺言書の日付を網羅的に分析して、14世紀中葉の黒死病流行のトレンドを明らかにした11。

遺言書が作成される目的のうちで主たるものが、依頼者となった遺言人の財産の配分にあることは言うまでもない。特に、親族間での遺産の配分方法を明確に記すことは、遺言書の作成目的として重要である。他方で、キリスト教的な価値観も中世の遺言書においては反映されている。とりわけ重要なのは、遺言者の救霊のための寄進である。特に、托鉢修道会による民衆の教化が進んだ中世後期においては、死後の祈禱や蝋燭代として小口の寄進を、多くの宗教団体にあてて行うように依頼する事例が顕著となる「2。盛期中世から中世後期にかけて顕著となる貨幣経済の浸透ともあいまって、西欧カトリック世界とりわけイタリアにおいては、都市中層と呼べるような人々においても、救霊のために寄進することをしたためた遺言書の作成が一般化していくのである。こうした遺言書作成の慣習は、ヴェネツイアがクレタを支配するとともに、ヴェネツィア人によってクレタに持ち込まれることになった「3。

他方で、クレタ島が境域であることも忘れてはならないだろう。クレタ島が属するもうひとつの文明圏、ビザンツ世界もまたローマ法にもとづいて業務を行う公証人がおり¹⁴、遺言書が作成されていたことが知られている¹⁵。無名の都市民が残したような遺言書は皆無であるものの、クレタ島が遺言書作成の習慣をもつ、2つの文明圏の間にあったことはアナスタッスの遺言書を解釈するうえで把握しておくべき背景となる。ただし、アナスタッスの遺言書が作成された14世紀から伝来しているクレタの遺言書はほぼ全てがラテン語で、まれにヴェネツィア方言のイタリア語で書かれたものがある、といったようにほぼ支配者側の言語で作成されている。ギリシア語での遺言書も作成はされたはずだが¹⁶、14世紀の段階ではギリシア語の公証記録は総督府による保管の対象となっておらず、伝

来していない。

第2章 アナスタッスの遺言書

本章では、アナスタッスの遺言書について三点から考えていくこととしたい。第1節では遺言の仕組みを、第2節では家族について、第3節では宗教心性についてそれぞれ考えていくこととする。

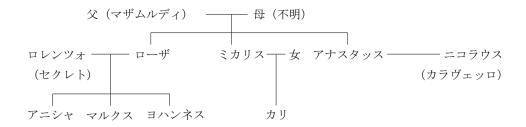
第1節 遺言の仕組み

まず、遺言の仕組みについてみていこう。付録として訳出した遺言書では、まず冒頭部分では定型句が続く。遺言を決意したこと、また心身ともに健康であり遺言できる状態にあることが確認されるが、あくまでも形式的な文言に過ぎない。依頼者となったアナスタッスは女性で、寡婦と名乗っていることから相応の年齢に達していると推測される。アナスタッスという名前はアナスタシアという名前のギリシア語での愛称であろう。クレタの文書史料のなかでしばしば出て来る名前である¹⁷。年齢は分からないが、後に見るように甥や姪が遺言執行人を引き受けることのできる年齢に達していることからみても、老齢といってよい。

遺言書のなかでは、遺言の確実な執行のために様々な人々が関わっていることが見てとれる。まず、この史料は公証人アンドレアス・デ・ベッラモーレの公証人記録簿に含まれていた遺言書 18 で、作成の日付は 1328 年 7 月 30 日である。末尾には証人としてニコラウス・デ・アレクサンドリオとヨハンネス・アレクサンドロの親子が現れ、証書の内容を確認したことを宣誓して署名している。ヴェネツィアの公正証書の作成においては、一般的に証人として名前を連ねるのは、依頼者本人との関係が薄い人物であることが多い。クレタ島でも同様と思われる。遺言の実行に関わるのが遺言執行人である。アナスタッスの遺言書のなかでは、甥のヨハンネス・セクレトと姪のアニシャ・フォンタネーラが指名されて、遺言人の死後 9 日以内に遺産配分を終える旨が依頼されている。

史料のなかで使われている貨幣の単位はヒュペルペロンであり、これはビザンツ帝国の金貨の単位である。ヴェネツィア領クレタで 14 世紀に作成された公正証書にあらわれる貨幣単位はヒュペルペロンであることがほとんどである。おそらくは、ヴェネツィア貨も流入していたと思われるが、ビザンツ統治時代からの継続で計算貨幣としてのヒュペルペロンが公的な貨幣として用いられ続けていたのであろう 19。

遺言書のなかで配分されている財産は、動産のみで不動産はみられない。中世の遺言書は地域による差異はあるが、動産の配分を目的としていることが多く、クレタの遺言書もそうした意味では典型的な中世の遺言書と言うことができる。史料中で言及されている動産のほとんどは貨幣であるが、アナスタッス自身の生活用品がやはり遺産配分の対象となるものとして、最後に言及されている。



ギリシア系:マザムルディ家(父方)

ヴェネツィア系:セクレト家(姉妹の夫)、カラヴェッロ家(夫)

※アナスタッスには他に、デ・リゾ家のヨハネスとニコロタという姪がいる。

Wills from Late Medieval Venetian Crete 1312-1420, ed. S. McKee, (Washington, D. C., 1998), vol.1 pp. 18-19. より作成。

図 アナスタッスの家族

第2節 家族

続いて、遺言書からうかがえる家族構成についてみていきたい。アナスタッスの遺言書から分かる彼女の家族関係を整理した図にしたがって説明していこう。まずアナスタッスの夫はニコラオス・カラヴェッロと言う。カラベッロはヴェネツィアの貴族家門に連なる家門であり、ヴェネツィア系の住民であることが推測できる。また、甥として書かれるヨハンネス・セクレトの家門名のセクレトもまたヴェネツィアの貴族家門である²⁰。姪のアニシャ・フォンタネーラの家門名のフォンタネーラもイタリア系の家門名であり、ヴェネツィアの支配にともなって移住してきた家門であることを示している。また、遺言執行人ではないものの財産分与の対象者としてデ・リゾ家のヨハネスとニコロタが挙げられている。このデ・リゾ家もイタリア系の家門である。アナスタッスは自身をはじめ多くのヴェネツィア系やイタリア系の家門と姻戚関係にあった。

他方で、アナスタッス自身の出自についての情報を追っていくと、兄弟のミカリス・マザムルディがすでに死亡しており、その非嫡出の娘であるカリに遺贈する旨が記されている箇所が手がかりとなる。ギリシア系の家門であるマザムルディを兄弟のミカリスが名乗っていることは、アナスタッスもまたギリシア系の出自をもつ人物であることを強く示唆している。

以上のことを整理すると、アナスタッスはギリシア系の出自を持ちながら、ヴェネツィア系の家に嫁いだ女性だということになる。いわゆる異宗派婚をしている女性ということになる。また、遺言の対象が甥と姪となっていることから、少なくとも遺言を残す時点ではアナスタッス自身には子どもはいなかったのだろう。

第3節 慈善と宗教心性

続いて、親族以外では彼女がどのような遺産の配分をしているのかを見ていきたい。目

立つのは慈善団体や教会への寄進である。慈善としては、債務者監獄に繋がれている囚人、 聖ラザロの患者と書かれたハンセン病患者、聖マリア・マイオーレの施療院への寄進を依 頼していることが確認できる。債務者監獄の囚人への寄進はあまり類例は多くはないが、 ハンセン病患者や聖マリア・マイオーレの施療院への寄進はカンディアで作成された他の 遺言書においても頻繁に確認できる。このうち、聖マリア・マイオーレの施療院はヴェネ ツィアにある聖マリアの十字架運び会という宗教団体によって運営されており、ローマ・ カトリック色の強い慈善団体であると言える²¹。ローマ・カトリック教会の寄進先として は他にも、ベネディクト会によって運営されていた聖カテリナ女子修道院に寄進している ことが挙げられる。

他方で、アナスタッスはギリシア正教会に多く寄進を行っている。総計 12名の司祭に対して等しく 2 ヒュペルペロンを寄贈しているのである。司祭のいる教会としてあげられているのは、カンディアないしその近郊にあるギリシア正教会であるが、彼女が死後の祈禱を依頼しているヘマヌエル・サクリキのように、教会名がはっきりわからない聖職者もいる。この場合にも、ギリシア正教会の聖職者であることが明らかである。ギリシア語で司祭をあらわす $\pi \acute{a}\pi \acute{a}\pi \acute{a}$ 年の職位があらわされているためである。ラテン語において司祭を意味する presbyter は少なくともこの遺言書においてはギリシア正教会の信徒を表す言葉として使用されることはない 22 。

さらに、正教会の司祭と深く親交を結んでいることが推測できる箇所もある。シメナキスという男性の娘に結婚資金として 15 ヒュペルペロンを遺贈すると述べているが、おそらくこのシメナキスはその後で言及されている司祭シメナキスのことであろう。ローマ・カトリック教会とは異なり、ギリシア正教会の在俗の司祭は妻帯することができる。そして、ソフィアに遺贈する理由として、アナスタッスは自分がソフィアの代母になっていることを挙げる。その他、正教会ではカンディアにあるシナイ山修道院の分院 23 にも 10 ヒュペルペロンを寄進するように依頼がなされている。

さらに興味深いのは、アナスタッスがローマ・カトリック教会とギリシア正教会のそれぞれの仕組みを理解したうえで、寄進していると考えられる点である。アナスタッスはギリシア正教会に対する寄進のうち、シナイ山修道院分院を除くすべての依頼において司祭の名前をあげて寄進することを依頼している。このような依頼の仕方をするのは、ギリシア正教会のなかでも在俗の司祭は家族で教会施設を管理していることが多いためである。従って、寄進をする際に受け取り手の名前を出すことが重要となる。他方で、ローマ・カトリック教会の場合には聖カテリナ女子修道院のなかの特定の人物に宛てて寄進がなされることはない。こうした傾向は、アナスタッスに特有のものではなく、西欧キリスト教世界で作成された多くの遺言書に認めることができる。組織力が強くヒエラルキーを形成しているローマ・カトリック教会の実情を考えたときに、個人宛ではなく組織にあてて寄

進をすることが重要となるのである。

まとめ

アナスタッスの遺言書におけるふたつの特徴は、異宗派婚が認められることと、ローマ・カトリック教会とギリシア正教会の2つの宗派に対して寄進していることである。こうした特徴において、アナスタッスの遺言書はヴェネツィア領のクレタにおける2つのエスニシティ、すなわちローマ・カトリック教会の信徒たるラテン人と、ギリシア正教会の信徒たるギリシア人とという二つの「エスニシティを越える」性格を持つことが明らかである。そればかりではなく、アナスタッスは在地の教会を管轄する司祭同士のつながりによって成り立っている正教会と、ヒエラルキッシュな教会組織を形成するローマ・カトリック教会の違いをよく理解したうえで、問題のないように遺言を依頼したという点に大きな特徴があるといえるだろう。

おわりにかえて

冒頭において筆者は遺言書が量的な分析を可能であると述べた。本論文における作業は、それに対してアナスタッスの遺言書という一通の遺言書から何を読み取れるかに終始したといえよう。最後に、アナスタッスの遺言書がヴェネツィア領クレタの歴史を考えるうえでどのように位置付けられるのかということについて述べておこう。

ヴェネツィア領クレタにおける 2 つの大きなエスニシティであるラテン人とギリシア人の関係をめぐっては、両者の関係を分離的にとらえる立場 24 と、融合的にとらえる立場とで、研究史上における対立が見られる。遺言書史料を刊行したマッキーは、2001 年に単著を上梓しており、そのなかでは後者の立場から議論を進めている 25 。マッキーが自説の根拠として挙げるのは、多くの遺言書史料である。彼女の著書のなかでは、アナスタッスの遺言書への言及こそ少ないものの、ラテン人とギリシア人の関係の深化を示す、遺言書の事例が多く挙げられている。今回分析した、アナスタッスの遺言書は明らかに「エスニシティを越える」史料の例であり、マッキーの融合説の根拠となるのである。ただし、このようなごくわずなか史料から得られることを敷衍して都市ひいては島嶼の社会の全体を理解することには危うさがある。14 世紀のクレタ島において 2 つのエスニシティが分離的だったのか融合的だったのか、この点を判断するための遺言書史料の量的分析を筆者はかつて行った。結果だけを述べれば、マッキーが発見したエスニシティ間の交流を示す様々な証拠を踏まえてもなお、明らかに社会全体としては分離傾向が強かったと結論づけざるをえないのである 26 。

とはいえ、アナスタッスのような「エスニシティを越える」ことが史料的に残されていること自体が、2つのエスニシティの間の交流に対するある種の寛容さがあったことの証左であるともいえる。彼女の名乗るアナスタッス、すなわちアナスタシアという名前はビ

ザンツ世界には多いが、西欧カトリック世界では必ずしも多い名前ではない。とはいえ、彼女がラテン語ないしイタリア語風にアナスタシアと名乗ることはできたはずである。あくまでもギリシア語での名乗りを通しているということは、彼女の日常使用言語がギリシア語であったことを強く示唆しているといえる。さらに踏み込んで言えば、アナスタッスにはギリシア人の公証人にギリシア語の遺言書の作成を依頼することもできたはずで、実際に作成していたのかもしれないが、残っているラテン語の遺言書の文面からは何も分からない。確実なのは、彼女がラテン語の公証人の元にやってきて、公証人や、おそらくはイタリア語とギリシア語の双方をアナスタッスよりもよりよく理解できる親族の協力を得て遺言書を残すことができたということである。アナスタッスは「エスニシティを越えた」女性であったが、その彼女もまた別の「エスニシティを越えた」人々の支えによって生きていたことが強く示唆される。このような日常生活における、ミクロな交流やコミュニケーションの積み重ねを、今後も史料から跡づけていきたい。

注

- 1 S. Kelly and R. Cossar, "Wills as Primary Sources", ed. J. T. Rosenthal, *Understanding Medieval Primary Sources: Using Historical Sources to Discover Medieval Europe*, (Abingdon, 2012), pp. 59-71
- Wills from Late Medieval Venetian Crete 1312-1420, ed. S. McKee, 3vols., (Washington, D. C., 1998).
- 3 *Ibid.*, vol.1, p. 18-19.
- 4 D. Tsougarakis, Byzantine Crete. from the 5th Century to the Venetian Conquest, (Athens, 1988).
- 5 J. フィリップス (野中邦子・中島由華訳) 『第4の十字軍-コンスタンティノポリス略奪の 真実-』中央公論新社、2007年。
- 6 大黒俊二「ヴェネツィアとロマニア――植民地帝国の興亡――」歴史学研究会編『地中 海世界史 第2巻 多元的世界の展開』青木書店,2003年,136-169頁。
- 7 M. Abrate, "Creta-colonia veneziana nei secoli XIII-XV", *Economia e storia*, 4 (1957), pp. 251-277.
- 8 F. Thiriet, La Romanie vénitienne au Moyen Age: le développement et l'exploitation du domaine colonial vénitien, XII^e-XV^e siècles, (Paris, 1959; 2nd. ed., 1975).
- 9 ドイツ都市の遺言制度については、林毅「中世都市ケルンの遺言制度」『阪大法学』第 153・154 号、1990 年、459 - 486 頁。
- 10 徳橋曜「中世イタリアにおける都市の秩序と公証人」歴史学研究会編『紛争と訴訟の文 化史』青木書店、2000年、263-296頁
- 11 S. K. Cohn, Jr. *The Cult of Remembrance and the Black Death: Six Renaissance Cities in Central Italy*, (The Johns Hopkins University Press, 1992).

- 12 天国へのパスポートと形容される、遺言書と救霊の関係については下記を参照のこと。J. Le Goff, *La civilisation de l'Occident médiévale*, (Paris, 1967)、F. アリエス (成瀬駒男訳)『死を前にした人間』みすず書房、1990年。
- 13 M.F. Tiepolo, "Le fonti documentarie di Candia nell'Archivio di Stato di Venezia", in: Venezia e Creta. Atti del convegno internazionale di studi, Iraklion- Chanià, 30 settembre-5 ottobre 1997, ed. G. Ortalli, (Venice, 1998), pp. 43-71.
- 14 井上浩一「10-11世紀コンスタンティノープルの公証人」前川和也編著『ステイタスと職業』 ミネルヴァ書房、1997 年、218-241 頁
- 15 井上浩一「遺言状からみた 11 世紀ビザンツ貴族のイエ」前川和也編著『家族・世帯・家門——工業化以前の世界から——』ミネルヴァ書房, 1993 年, 96-124 頁。
- 16 Ch.A. Maltezou, "Portrait of the Notary in the Latin-Ruled Greek Regions of the Fourteenth Century", in: *Geschichte und Kultur der Palaiologenzeit*, ed. W. Seibt, (Vienna, 1996), pp.121-131.
- 17 同名のユダヤ人女性の関わった民事裁判の例については、R.N. Lauer, *Colonial Justice and the Jews of Venetian Crete*, (University of Pennsylvania Press), 2019, pp. 148-149. やはり民事裁判史料で言及される、ユダヤ人と結婚したアナスタッスについては、G. Corazzol, "Jewish Medicine in Venetian Crete (Late Thirteenth to Early Sixteenth Centuries): Physicians, Surgeons, and Manuscripts" in: *Cultures of Empire: Rethinking Venetian Rule*, 1400–1700 Essays in Honour of Benjamin Arbel eds., G. Christ and F.J. Morche (Brill, 2020), p. 337.
- 18 Archivio Stato di Venezia, Notai di Candia, B.9, f. 218v-219r.
- 19 Lauer, op. cit, p. x.
- 20 S. Chojnacki, "In Search of Venetian Patriciate: Families and Factions in the Fourteenth Century", in: *Renaissance Venice*, ed. J. R. Hale, (London, 1973), pp. 47-90.
- 21 この団体はヴェネツィア本国においても施療院を運営していたことが知られている。S. Lunardon, *Hospitale S. Mariae cruciferorum. L'ospizio dei Crociferi a Venezia* (Venice, 1985).
- 22 拙稿「中世後期クレタにおける教会とコミュニティ」『史林』第89巻第2号、83-84頁。
- 23 N. Coureas, "The Orthodox Monastery of Mt. Sinai and Papal Protection of its Cretan and Cypriot Properties", in: *Autour de la première croisade: Actes du colloque de la Society for the Study of the Crusades and the Latin East (Clermont-Ferrand, 22-25 juin 1995*), ed. M. Balard, (Paris, 1996), pp. 474-483.
- 24 Thiriet, op. cit.
- 25 S. McKee, *Uncommon Dominion: Venetian Crete and the Myth of Ethnic Purity*, (Philadelphia, 2000).
- 26 高田良太「中世クレタにおける見えないフロンティア-都市カンディアの共生社会-」『駒 沢史学』第84号、2015年、54-90頁。

史料訳

遺言者: アナスタッス、ニコラウス・カラヴェッロの寡婦

永遠なる神の名において、アーメン。我らが主なるイエス・キリストの受肉から1328 年目の7月、最後から2番目の日、第11インディクティオ、クレタ島のカンディアにお いて。命の果てる時は誰にとっても不明のものであるが故に、また我々が死を避けること などできないと知っているという事実以上に我々にとって確かなものなど存在しないが 故に、誰であれ、準備を終わらせることなく死の時が訪れ、整理整頓されないままに財産 を残すことのないように慮りを抜かりなく行う必要があるのである。以上の理由から、私 こと、カンディアの住民にして、故ニコラウス・カラヴェッロの寡婦アナスタッスは、心 身ともに健康であり、無遺言のうちに命を落とすことを恐れ、自分の財産をよく整理され た状態で残すことを望んでおり、公証人のアンドレア・デ・ベッラモーレを私の許に呼ん で、彼が私の遺言書を書いてもらうことができるようにした。私は私の愛する甥であるロ レンツォ・セクレトとローザ・セクレトの間に生まれたヨハンネス・セクレトと、私の愛 する姪であるアニシャ・フォンタネーラを遺言執行人として任命した。両名ともカンディ ア市の住民である。私が指名し、(遺言執行権が)彼らに与えられるかぎりにおいて、私 の死後、彼らは私の遺言を執行してもらえるようにするためである。最初に、負債を抱え ている哀れな囚人たちに 50 ヒュペルペロン(以下、hp とする)を、私の魂のために潰贈 する。牢獄からの釈放代として、各人に 5hp か 6hp を与える形をとる。次いで、カンディ アのシナイ山修道院に 10hp を、私の魂のために遺贈する。次いで、10hp を、聖ラザロの 患者たちに、彼らを覆う衣服のために、遺贈する。次いで、6hp を、聖テトス信心会に、 私の魂のために遺贈する。次いで、私のベッドカバーとリネンのシーツのうちからそれぞ れ一枚ずつ、どの一枚にするのかは遺言執行人が望むとおりにする、と 3hp を、カンディ アの新市街にある聖マリア・マイオーレ施療院の患者たちに、私の魂のために遺贈する。 そして、私の死に際して、私のもとに置いていた女奴隷が解放されるように望む。そして、 もし彼女が故郷に戻ることを望むのであれば、私の財産から必要な額が、私の魂のため に、支払わられるものである。埋葬に際しては、20hp が支出される。栄誉にみちた良き 埋葬となるようにするためである。次いで、アグネトゥス・デ・ベッラモーレに 10hp を 遺贈する。次いで、私はシメナキスの娘ソフィアに、私はこの娘の代母となったのである が、15hp を、彼女の結婚資金として遺贈する。次いで、私は司祭へマヌエル・サクリキ に、私の死から一年にわたって、彼の教会で毎週土曜日に一度、私の魂のためにミサを挙 げてもらえるように、2hp を遺贈する。司祭シメナキスにも同様に2hp を遺贈する。次い で、ケラ・ピシオティッサ修道院のコンスタンティヌスにも同様に2hpを遺贈する。次いで、 司祭ヨハンネス・メトゥパに同様に 2hp、そして彼の聖ミカエル教会の運営のために別途、 3hp を遺贈する。次いで、聖デメトリウスの司祭アンドレアスに同様に 2hp を遺贈する。 次いで、フンディコの聖アンナ教会の司祭に同様に2hp を遺贈する。次いで、かつては

司祭ルカスのものであった、聖ニコラウス教会の司祭に同様に 2hp を遺贈する。次いで、 ヴェルギチの聖ニコラウス教会の司祭に同様に 2hp を遺贈する。同様にメタキリスティ 村の聖ヨハンネス・クリュソストモス教会の司祭に同様に 2hp を遺贈する。同様にキラ・ マノリティッサ教会の司祭に同様に 2hp を遺贈する。次いで、聖リベラリス・ミティリニ 教会の司祭に、3hpを同様に遺贈する。次いで、キラコスティのマクリマレ司祭に同様に 2hp を遺贈する。次いで、カンディアの聖パンタロン教会の司祭に 2hp を同様に遺贈する。 同様にヴェライダの聖ニコラウス教会の運営のために2hpを遺贈する。次いで、カンディ アの聖カテリナ女子修道院に 5hp をその運営のために遺贈する。次いで、すでに亡くなっ た私の兄弟である、ミカリス・マザムルディの非嫡出の娘である、カリに 5hp を遺贈する。 次いで、私の甥であるヨハンネス・デ・リゾに、100hp を遺贈する。ただし、父からの相 続財産が尽きたときに与えることとする。もしその相続財産がつきる前にヨハンネスが死 亡するようなことがあれば、100hp は彼の姉妹にあたる、ニコロタ・(デ・) リゾのもと に、彼女が存命であれば、わたることになる。上記以外の場合には、前述のヨハンネス・ セクレトのものとなる。次いで、上述のアニシャ、私の姪であると同時に遺言執行人であ る、に 25hp を遺贈する。次いで、前述のアンドレアス・デ・ベッラモーレに、私のこの 遺言書の作成のための費用として 10hp を遺贈する。そして、上述の遺言内容が私の死後 9日以内に済ませられるように、私は望み命じるものである。次いで、もし私の債務者が 遺言執行人に対して、私に支払われることになっている借金を、私の死後一ヶ月以内に弁 済するならば、私の死んだ年の分の利益は彼らから取りたてない、しかし元金はすべて弁 済するものである。もしその月のうちに弁済がなされないのであれば、彼らに対する私の 権利が実効性を持つことになる。さらに、すべての残りの私の財産は、私の所有に帰する ものであるかぎり動産であると不動産であるとを問わず、上記のヨハンネス・セクレトが 望むとおり、静止状態もしくは合法な範囲で儲けがでる状態に置かれ、その元金が毎年殖 えていくように、望むものである。そして、いかなる形であれヨハンネス・セクレトが彼 の父や兄弟から財産分与を受けているときは、それらの元金と利殖は清算されなければな らない。しかし、その財産分与が終わる前にヨハンネスが死んでしまったならば、私の財 産について彼が望むように調整し、配分を調整し終えたとおりのことが認められるように 望む。しかし、私は自分の生活用品、例えばベッドカバー、携帯用財布、長椅子、リネン、 ワイン樽、火鉢、その他、私の家にある道具類や私のものはすべて、金、銀、硬貨を除き、 私の甥であるヨハンネス・セクレトとマルクス・セクレトの兄弟の間で均等に分け得られ るように望み、調整する。さらに、死後には私は最大の権能と権限とを前述の私の遺言執 行人たちに与え、分け、提供する。すなわち、法廷代理人に照会したり話をもっていった りする権能と権限とである。さらに、仲裁を引き受けたり、訴訟を起こしたり、出頭した り、法と布告を要求したり、聴取および起訴を行ったり、私の動産および不動産の全ての 財産を受け取って処分し、私の現在のそして将来にわたる債権を持つことができる権能と

権限とである。そして、彼ら(遺言執行人のうちの)1人を伴うか複数人を伴うのであれば、彼らないし彼らの残りの人々は立ち会うことができる。証書を携えていたとしても証書を携えていなかったとしても、法廷内でも法定外でも。そして、私のために先に整えられた、全ての私の財産遺贈や寄贈行為や他のものは、先述のとおり、実行され、法的に保護され、支払われ、完遂される。そして婚資返還金保証文書や委任文書を、1通の場合でも複数通の場合でも、そして全ての適切な証書ないしは何か他のものを、(遺言執行人は)実行されるべく、すなわち、もし必要ならば私の魂において誓約がなされるべく、用意してしまっているように。私自身が生きているうちに、実行することができ、また実行しなければならなかったのと同様にである。そして、私はこの私の遺言書が永久に確固として変わらぬものであることを宣言する。したがってもし何者かがこの私の遺言書に異議を唱えようと思ったならば、万能の父である神への冒瀆の言葉を成すことになる。そしてさらに、その者の相続人と継承者および上記の私の遺言執行人たちと彼らの継承者との管理下のもとに金5リブラで和解するように。そしてここに私の遺言の証書は証明された状態で公証人が彼のうちに保持する。この証書が作成されるようにと依頼をした。上記のアナスタッス・カラベッロの署名。

- + 私ことニコラウス・デ・アレクサンドリオは証人として署名する
- + 私ことヨハンネス・アレクサンドロは証人として署名する

(公証人の署名) 私ことアンドレアス・デ・ベッラモーレは公証人であり、(本証書を) 完成させ、効力を与えた。

証人 ニコラウス・アレクサンドロとその息子、ヨハンネス

カッコは筆者による訳補